

後継者相続税

2015(平成27)年10月に出版した著書「ニッポンのスゴい親父力経営」の第8章で、10ページにわたって訴えたのが、後継者相続税の問題点である。優良中小企業の現場を調査すれば、この問題は容易に理解できるだろうが、一向に改善されなかつた。私は後継者相続税が理屈に合わないと訴えることにより、後継者相続税を改正すれば、結果的に法人税や個人の所得税、消費税の増加などで、30年間のスパンでは大幅に納税が増えるという理由と根拠を十分に説明した。

企業の利益から税金を差し引いた剰余金が会社に蓄積し、上場企業であれば株価が上昇する。しかし中小企業の場合、株を時価で外部に売却すること

伊藤製作所社長

伊藤 澄夫

47

は不可能だ。また、企業に蓄積された預金を相続人は一切使えない。それには当然だ。利益が出ていて、良い会社ほどなぜか巨額の相続税がかかるのだ。後継候補の若者にどう

て利益が出ない会社の後継ぎはしたくないのは当然だ。利益が出ていて、良い会社ほどなぜか巨額の相続税がかかるのだ。後継候補の若者にどう

つと先の明かりが見えてきた。

実現した中小企業の相続税100%猶予

今後、この特例措置が具体的にどのように運用されるのかは注視すべきだ

売れない株、使えない会社の預金に多額の税を払つてまで次期経営者にならうと考える若者は減少して当然だ。その結果、近年、後継者が激減している。理屈に合わない税を払つてまで、苦労をしたり、国家に貢献したいと考

えられる若者はいない。近年、後継者不足のため、経産省がM&Aの引き受け企業を探しているというが、むしろ会社の後継を進んでやる気になれる税法を先に改正するべきであろう。

2018年度の税制改正で、一定の

条件を満たせば「中小企業の相続税100%猶予」の特例措置が実現した。

マイ my way ウェイ

事業承継税制改正のご案内
次世代への世代交代を後押しする
事業承継税制が大幅に緩和されます

■事業承継税制の改正ポイント

今日は、事業承継を円滑に進めることを目的に事業承継税制改正が実施されました。

税優遇拡大を紹介する
記事やホームページ

**中小企
業承
継へ
税優
遇拡
大**

このことは大変評価できる。後になつて

後継者になりたくない子弟が会社の株

を手放すとき、従来は株譲渡益のわざ

か20%の税がかかるだけであつたが、

その場合は80%程度の罰金税をかける

べきだ。後を継けば100%猶予され

るのであればなおさらだ。中小企業の

経営者はこのような税法の改正に恩を

感じ、国家に対する納税意識をしつか